



平成 19 年 7 月 31 日

各 位

会社名 グッドウィル・グループ株式会社
代表者名 代表取締役会長 兼 CEO 折口 雅博
(コード番号 4723 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 兼 CFO 金崎 明
(TEL . 03-3405-9262)

株式会社コムスン事業移行計画について

記

平成 19 年 7 月 31 日開催の株式会社コムスン（以下コムスン）の取締役会において、コムスンの事業移行計画を決議し、同日開催の当社取締役会においてこれを承認致しましたのでお知らせします。

1. 事業移行についての基本方針

(1) 基本方針

全ての利用者の意向を尊重し、確実かつ円滑にサービスが継続されること

全ての従業員の意向を尊重し、確実かつ円滑に雇用が継続されること

コムスンの事業を、在宅系サービスと居住系サービスに分割して承継する

在宅系サービスについては、各自治体の意向に配慮して移行先選定を行う
ので、47 都道府県別に分割することを原則とする

(2) 一括承継方針から分割承継方針への変更について

当初は、分割承継の場合、山間部・離島におけるサービス、深夜早朝休日におけるサービス、障害者自立支援法に基づくサービス等、難易度の高いサービスや不採算事業の承継が困難になると考え、利用者の権利保全及び従業員の雇用保全の見地から全ての事業を一括承継することを当社の基本方針としていたが、下記理由により全事業の一括承継を変更し分割承継を行わざるを得ないと判断した。

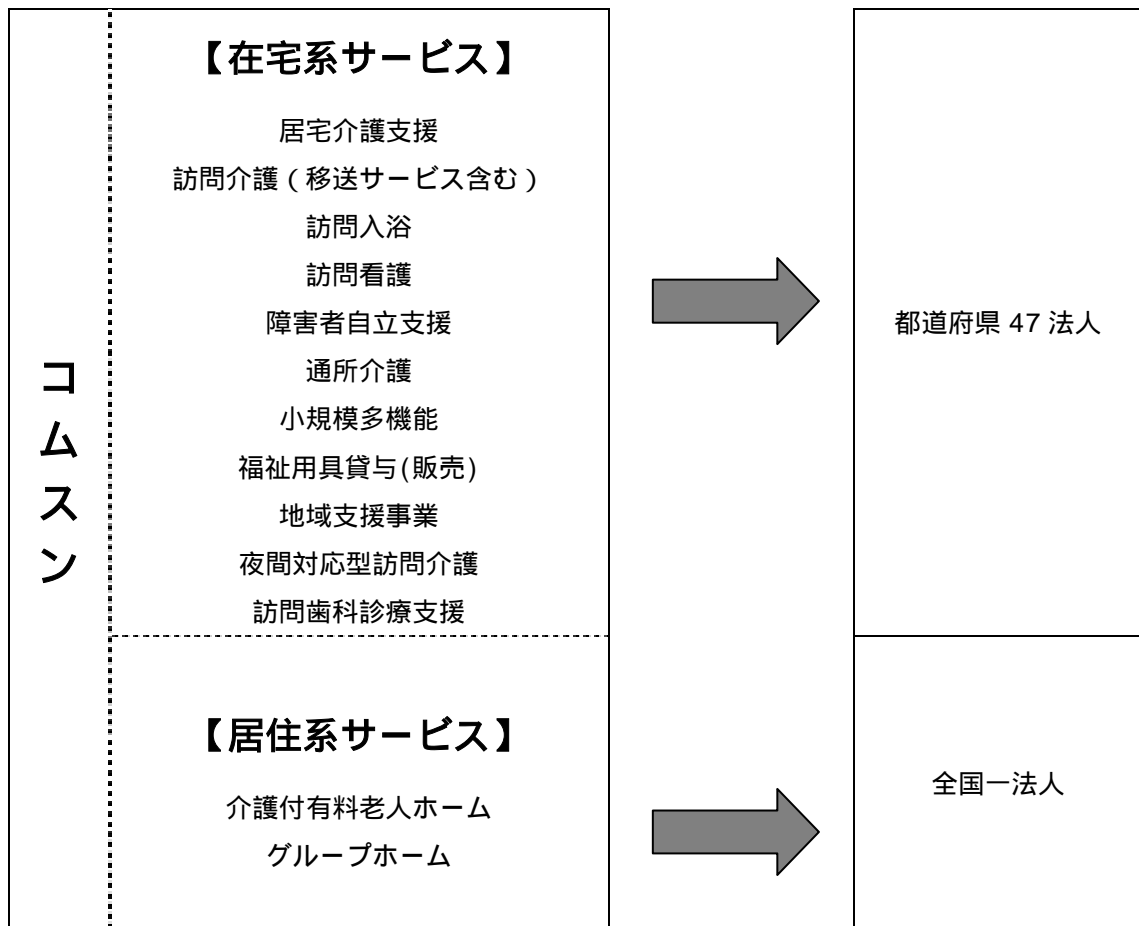
移行先事業者の候補として、多様な介護事業者の参加が望まれること
居住系サービスの利用者においては在宅事業との分割を希望される割合が高かったこと
在宅系サービスについては、地域の特性に応じた対応が望ましいとする世論や自治体の意向に配慮したこと

ただし、分割承継においても、全てのサービス継続および雇用継続を担保するために、本移行計画において利用者の権利保全と従業員の雇用保全の条件を定めるものとする。

2. 事業移行の概要

(1) 事業分割区分

原則として、コムスンの事業を在宅系サービスと居住系サービスに分割した上、在宅系サービスは都道府県別 47 区分に分割する。



なお、在宅系サービスの都道府県別 47 区分の移行先及び移行方法については各自治体の意向を反映するものとする。

(2) 移行先選定の基本的考え方

移行先選定にあたっては、「全ての利用者の意向を尊重し、確実かつ円滑にサービスが継続されること」と「全ての従業員の意向を尊重し、確実かつ円滑に雇用が継続されること」という基本方針に則り、次のような要件を満たす事業者を優先したいと考えているが、最終的な移行先選定基準については、後述の第三者委員会で策定する。

利用者へのサービスを将来にわたって安定的に提供する能力を有すること。特に在宅系サービスの移行先法人は、24 時間訪問介護サービス、過疎地や離島におけるサービス、障害者自立支援事業等における既存サービスを含めて提供する能力を有すること

利用者の権利保全のために、居住系サービスの移行先法人は、利用者との契約条件を利用者に対して一切の不利益なく全て承継すること、およびそのために必要な財務信用力を有していること

法令遵守に真摯に取り組む姿勢を有するとともに、介護事業に従事する者としての社会的責任を自覚していること

承継対象事業にかかる全従業員の雇用について、その労働条件を含め継続すること

(3) 移行先の選定方法

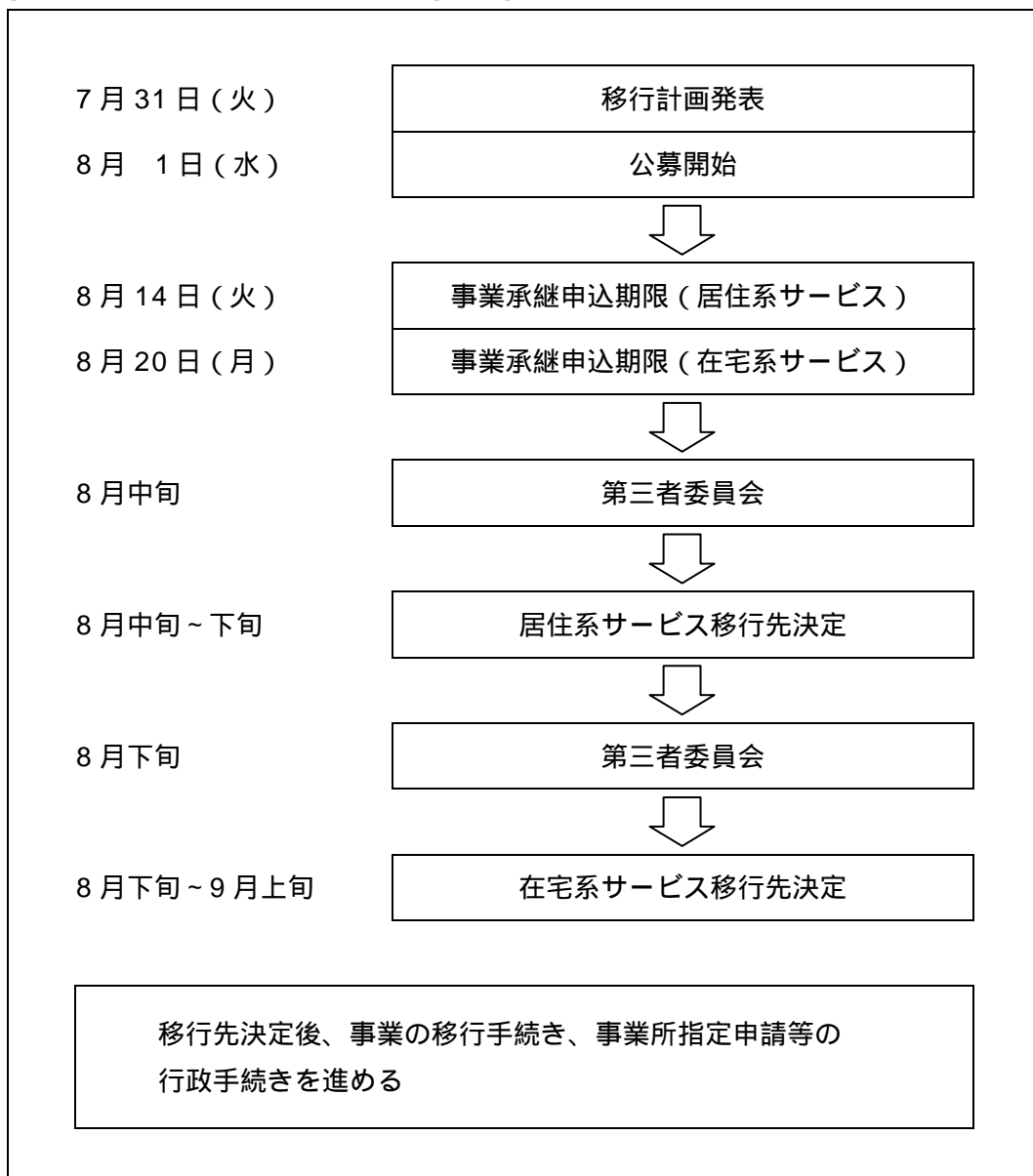
移行先選定については、第三者委員会を設置し、当該委員会が移行先候補を審査の上、コムスンに提案し、コムスンがこれを決定する。

第三者委員会は、コムスンから委嘱を受けた下記委員によって構成される。

第三者委員会

委員長	ほった つとむ	弁護士 さわやか法律事務所所長
	堀田 力 氏	
副委員長	ごうはら のぶお	弁護士 桐蔭横浜大学法科大学院教授
	郷原 信郎 氏	
委員	たなか しげる	慶應義塾大学大学院教授
	田中 滋 氏	
委員	かんざわ ちから	公認会計士 軒澤公認会計士事務所所長
	軒澤 力 氏	
委員	おおすぎ さとる	首都大学東京大学院教授
	大杉 覚 氏	

(4) 移行先決定までのスケジュール(予定)



(5) その他

本計画公表以降、重大な事情変更が生じた場合には、第三者委員会に事業移行の枠組みの見直しを委ねるものとする。

3. 利用者へのサービスの継続

事業移行にあたり、利用者のサービスが途切れることなく継続されるように、下記の点について十分に留意して事業移行を行う。

各事業移行が完了するまではコムスンがサービスを継続する
業務移行に関し、利用者に対して事前に十分な説明を行う
サービス確保に関し、自治体と十分な連携を図る

以上

尚、本件事業移行に関しては、今後詳細について決定次第その旨を開示致します。又、本件事業移行が業績に与える影響については、未確定ではありますが、明らかになり次第開示を致します。

別	添
---	---

株式会社コムスン

在宅系サービス 都道府県別事業所数・利用者数

都道府県	事業所数 (平成 19 年 7 月 1 日現在)	利用者数 (平成 19 年 6 月末現在)
北海道	82	4,209
青森県	11	355
岩手県	11	495
宮城県	49	2,744
秋田県	10	505
山形県	19	1,037
福島県	19	582
茨城県	16	892
栃木県	17	486
群馬県	6	3,414
埼玉県	55	692
千葉県	63	3,580
東京都	115	10,410
神奈川県	39	3,591
新潟県	22	1,414
富山県	8	487
石川県	9	605
福井県	8	332
山梨県	12	466
長野県	24	1,852
岐阜県	13	511
静岡県	35	1,790
愛知県	75	3,718
三重県	8	559
滋賀県	9	583
京都府	8	941
大阪府	148	8,227
兵庫県	30	2,329
奈良県	10	439
和歌山県	8	599

都道府県	事業所数 (平成 19 年 7 月 1 日現在)	利用者数 (平成 19 年 6 月末現在)
鳥取県	9	356
島根県	1	16
岡山県	20	1,209
広島県	45	2,150
山口県	22	916
徳島県	16	918
香川県	13	522
愛媛県	19	752
高知県	9	468
福岡県	73	5,388
佐賀県	19	718
長崎県	16	643
熊本県	21	1,367
大分県	16	680
宮崎県	12	563
鹿児島県	5	260
沖縄県	13	636
合計	1,268	75,406

介護予防サービス事業所は、上記事業所数に含まれていない。

株式会社コムスン

居住系サービス 事業所数・利用者数

都道府県	事業所数 (平成 19 年 7 月 1 日現在)	利用者数 (平成 19 年 6 月末現在)
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	30	1,404
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	183	3,111

介護予防サービス事業所は、上記事業所数に含まれていない。

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム 2 施設は事業所数に含まれていない。